

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

会議の名称	令和4年度 第15回枚方市自立支援協議会全体会
開催日時	令和5年3月1日（水） 開始時刻 午後1時00分 終了時刻 午後3時10分
開催場所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出席者	会場：三田 優子、長尾 祥司、河野 和永、山中 いずみ、 日野 裕、西川 滋人、辻 史生、安田 雄太郎、中川 啓介、 内田 拓洋、山本 雅英、桐山 広子、服部 孝次 リモート：島本 義信
欠席者	亀谷 明美、立川 綾子
案件名	(1) 7相談支援センターよりの実績報告 (2) 枚方市自立支援協議会幹事会及び各部会よりの活動報告 (3) 医療的ケア児の支援に関して (4) グループホームの支援に関して (5) 障害者権利条約対日審査に関して (6) その他
提出された資料等の名称	資料1 令和3年度 枚方市相談7支援センター 全体相談支援状況 資料2 7相談支援センターまとめ 資料3 幹事会活動報告 資料4 精神障害者地域生活支援部会活動報告 資料5 就労支援部会 令和4年度報告 資料6 医療的ケア児及びその家族に対する支援について 資料7 グループホームにおける重度障害者受入促進事業について 資料8 障害者権利条約：総括所見（外務省・仮訳） 資料9 障害者権利条約の対日審査・総括所見について 参考資料1 枚方市自立支援協議会設置要綱 参考資料2 第8期枚方市自立支援協議会委員名簿 参考資料3 第15回枚方市自立支援協議会全体会 配席図

決 定 事 項	自立支援協議会の活動内容ほか、市による医療的ケア児、グループホームへの支援についての報告及び障害者権利条約の対日審査についての報告を行った。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	障害企画課

## 審 議 内 容

座 長： 定刻となりましたので、ただ今から第15回「枚方市自立支援協議会」開催させていただきます。まず最初に事務局からご報告をお願いします。

事 務 局： それでは初めに、事務局を代表いたしまして、福祉事務所次長からごあいさつさせていただきます。

### 《次長あいさつ》

では、昨年度に一部委員の改選がございましたので、改めまして各委員の紹介をさせていただきます。

### 《委員紹介》

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

### 《事務局職員紹介》

事 務 局： それでは次に、出席状況を報告させていただきます。本協議会委員16名中、本日出席の委員はオンラインでの出席者も合わせ、10名であることを報告させていただきます。

座 長： それではまず、事務局より、この会議の公開・非公開の取り扱いや会議録の作成方法について、少し説明していただけますか。

事 務 局： この会議は、「枚方市審議会等の会議の公開に関する規定」の第3条に基づいて、従来から原則公開としています。しかし、公開することにより、会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない等の理由があれば、非公開とすることもできるとされています。

つきましては、会議の冒頭で、案件により公開・非公開を決定していただければと考えております。

また、会議録の取り扱いについてですが、現在、発言内容は全文に近い要筆記とし、枚方市ホームページ等でも公開しております。発言した者の表記につきましては氏名の特定はいたしません、このような取り扱いとすることによってよろしいでしょうか。

座 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさん、ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

特にないようですので、会議は原則通り公開とし、会議録の取り扱いについては事務局の提案通りとします。

それでは、本日、傍聴希望者はいますか。

事 務 局： おられません。

座 長： それでは、次に案件1、「7相談支援センター相談実績報告」をお願いします。

《相談支援センター職員より、案件1：資料1、資料2説明》

座 長： ただ今の説明について、ご質問やご意見はございますでしょうか。

質問・意見等ありましたら。あるいは他のセンターの方で補足でも結構です。いかがでしょうか。

私から二ついいですかね。ちょっとオブラートに包んで書いてくれたと思うんですけど、資料2の「中には利用者の状況によって契約を解除する事業所もありなど」と書いてありますが、契約解除に至る利用者の状況って何ですか。それが認められるのでしょうか。

相談支援センター職員：

特に知的障害のある方が、例えばグループホームとかに入った時に集団の生活になじまないとなった時に、「ちょっとうちでは受けられません」というふうに切られてしまうことがあったときに、受け入れたからにはもう少しご本人さんの状況に合わせた支援を考えると、もしくは1事業所で持つのが難しいので、そういう時に相談できる場所、それが私たちであるんですけど、つながって一緒にどういうふうにしていったらいいかということを考えられたらということも含めて書かせていただきました。

座長： ありがとうございます。いろいろなところで問題として起こっている、ちょっと手がかかるとか、ちょっと面倒だと思える利用者を排除したり、勝手に一方的に契約解除してグループホームから出してしまうとか、そういう感じでさらっと読んでしまうと課題が分からないじゃない。ホームページ上では「障害種別を問いません」とか、「障害の程度も問いません」と書いてあるのに、「うちは軽度しかとりません」とか、「いうことを聞く子しか入ってもらっては困ります」ということを平気で家族や当事者に言う方が枚方でもあるのかなと思ったんですけど、みんな「うん」と言っているのでもうなんですかね。結構大問題なんですかね。契約というものをなんだと思っているのかというので、利用者のせいになるんですよ。「重いから、厄介だから」とか。そうじゃなくて、支援する側がきちんと責任を果たせるかどうかというのはすごく大きな問題だと思うので、私はそんな書き方をさせていただいたほうが分かりやすいかなと思いました。結局、他の事業所が見てられなくてという形になるわけですよ。ありがとうございます。

あともう一つ、全体の資料1の表紙が全体像ですけど、重症心身障害児（者）の数が全体で7って結構少くないですか。今見てみたら2事業所しかカウントされてなくて、これは実態。それとも分類方法が何か独特なものがあるのですか。

相談支援センター職員：

これも一度話題になったことがあって、身障1.2級で療育Aだと全員重症心身障害児（者）という種別に分けるのか、でもそれでも重症心身障害児（者）という、身障1級で療育手帳Aの人でも重症心身障害児（者）にはカウントせず、身体障害1名、知的障害1名という感じでしている方もいて、ここのカウントの仕方は整理しないとなど言ったままになるところはあるんです。

座長： なるほど、それは明記したほうがよくなって、多分。ほかのところに比べてえらく、1桁だな、と。どうしてこんなに少ないんだろうとちょっと思ったので、どうやってカウントしているのかというのが分かるといいなと思います。ほかにご意見、いかがですか。

A 委員： 先ほど言ってもらったように、統計の取り方がこの7支援センターをまとめるときに、相談のカウントの仕方とか、例えばソフトの特性もちょっとあるんですけど、難病はその他になっちゃうとか、そういうので、障害累計のポイントの取り方をどうするか、統一しようということをやっている最中で、多分、重症心身障害児（者）カウントのところはそういうことになっていると思います。累計の精査中とみていただいたら。数は一定程度反映されていると思うんですけど、出方としてこうなってしまうという見方をさせていただいたらと思います。

座 長： ほかにご意見等いかがでしょうか。 補足でも結構です。

A 委 員： 今年から、まとめの仕方を特徴的に、こういう課題が相談の中で見受けられるというまとめ方をしようということで、特性ということで課題が…するところがあると思うんですけど、うちは非常に多い、増えてきたなと感じるのは「80・50」とか、親御さんが結構年配で障害当事者が50、60というケースが増えてきているなど、そういうケースって割とサービスを入れるというだけで済まなくて、伴走型でずっと付き合っ、いわゆる申請事、整理事すべて一緒にやるという時間が結構求められるケースが多いので、それを福祉サービス事業所だけでやるのは非常に困難性が高いので、相談支援センター等々がある程度伴走で付き添いながらやるケースが増えてきたなということで、非常に時間を要するというか、問題の整理が難しい、しかもサービスが縦割りになるので、そのへんの調整も必要になるし、今後、障害センターだけじゃなくて、おそらく介護保険、包括等々も連携しながらやっていくことがもっと強く求められるなどというのが、うちで増えてきている事例と思っています。

初期のほうからサービス入っていると、その流れで積み上げができるんですけど、委託とか基幹に来るのは割とどこもサービス入っていない、今からですというケースが多いので、まずその定着が難しいと思っているのがいくつかあるんですけど、それが増えつつあるなと感じています。

座 長： はい、ありがとうございます。まったくどこにも引っかかっていないという人が圧倒的に多いと思う中での課題整理ということですかね。

B 委 員： 計画相談事業所との連携や整備ということと、先ほどの事業者の質ということの関連性の分析が不十分だと思います。資料1のパーソナルサポートさんの課題のところに書いている、枚方市はセルフプランを推奨している一方で計画相談支援事業所の整備が必要という部分。これは一見して矛盾していると思います。

私に関わっているなかで最近感じるのは、計画相談支援員が介護保険のケアマネと兼務している事業所が多いようで、当事者との関わりが医学モデルになってしまう。介護保険の目的は、いかに要介護状態をよくしていくかということで、関わり方が社会モデルにならないという課題があります。

なぜ枚方市がセルフプランを推奨してきたのかということ、皆さんご存じと思いますが、例えば就労に関して目標があってというのはわかりやすいと思いますが、例えば私が入浴するのになぜ目標が要るのか。風呂に入りたい、あるいはお酒を飲みを外出したい、なぜそこに目標が要るのか。その目標になぜ行政が関与するのか、またそれをモニタリングしていくのか。計画自体が社会モデル、人権モデルの観点から問題があるということを確認した上で、計画相談との連携を考えないと、医学モデル的な関わり方になっていくと思います。

関連で、相談支援の1層、2層、3層という考え方ですが、3層の相談支援専門員さんは、人材不足の中でサービス事業所が利用を断った時の新しい事業所の探し役的なしんどさがある。どこかの事業所職員が退職して人手がなくなった場合、本来ならその事業所も次の事業所を探す必要がありますが、相談支援専門員さんに丸投げしてしまうという傾向もある。セルフプランの良さは、どこかのサービス事業所が責任をもってその人の生活にトータルに関わっていくこと。そういった点の分析、整理というのも必要であると考えています。

A 委 員： B委員の指摘のように、計画相談に丸投げして「あとはお願ひ」という事業所は結構あって、計画相談は本当にそれでいいのかというのはあると思うんですけど、あとで報告が出てくるんですけど、相談支援従事者の研修があって、地域での現場研修があるんですけど、その中で受講者の話を聞いていると、ケアマネとの兼務の人も結構いて、内容は別にして、ケアマネって毎月計画の変更等々について受給調整をしている関係上、割と把握できているところがあって、それに基づいて自分の計画を提案すると聞いていて、片や障害のほうは年に1

回の支給方針と、半年ごとのモニタリングだけが報酬対価になるので、次に会うと全然状況が変わっている、事業所もガラッと変わっているケースがあると言っていて、この計画相談の在り方自体がどうなのかも再考する必要もあると思います。社会モデル的な関わりをしようと思うと毎月でも何かあれば相談に乗れる、身近になれるというのが一番大きいけれども、身近になりにくいサービスであるのも事実であって、本人さんが考えることを支援するという事で、当事者団体の支援センターは、割とセルフを作るのを支援していて、計画を自ら立てていこうという取り組みもあるくらいで、今のような形じゃなくて、セルフプランそのものも指定相談事業所で支援できるような仕組みが要るのかなとは考えています。

ただ伴走型で相談に乗っていかないといけない人がいたことで、基幹にお願いということは事実あるので、どういう役割分担をするのかというのは実態を見ながら考えないとあかん、障害サービスって身近なところに相談するのが根付いていないのが現状だと思うので、指定相談も含めて身近に相談機関はあるということ、周知しないといけないと感じています。

座長： ありがとうございます。本当はそういう話を深めていくのが自立支援協議会だと思っているので、事務的作業に追われるのじゃなくて、そういう議論が深まっていく場には是非していただきたいと思います。

では案件2にいきたいと思います。枚方市自立支援協議会幹事会及び各部会よりの活動報告をお願いします。

《パーソナルサポートひらかたより、案件2：資料3説明》

座長： ありがとうございました。質問、ご意見がありましたらお願いします。

C 委員： 資料3の(1)の地域生活支援拠点事業に関して、こちらの資料の真ん中あたりに「枚方市での整備に関して」の項目で2点、令和5年までに整備するとされている。その下に「枚方市としては面的整備型(地域連携型)での整備」と記載されています。これは新規で、何か基幹的な施設を設置とか、そういう場所ではなく、既存の社会資源、例えば地域に点在するグループホームなどを活用した拠点型を目指すということで決まったということですか。

事務局(障害企画課)：

地域生活支援拠点につきましては、おっしゃる通り拠点を設置もしくは面的整備という形ですすめることになっています。

本市の方針としましては、既存の社会資源についてネットワークを構成しまして、それぞれの役割分担を決めていこうと考えてはいますが、具体的な構成までに至っておらず、もう少しの間協議を行い、今年度中には固めていきたいと考えているところです。

C 委員： 私たちが参加している知的ネットワークでは沢山の事業所さんが障害者グループホームを運営しています。おそらくこの後の案件でもあると思いますが、非常に利用者の方のニーズが多いという事に加え、支援度が高まっている、重度化があるということでマンパワーの不足が切迫している状況です。その中で、そういう事業所を拠点の一部として機能させていくというのは、現状のままではかなり厳しいと考えられます。ですので、この後の案件も踏まえまして現状というものをしっかり調査して頂いて、本当に形だけじゃなくて生きた拠点を作って頂きたいと思いますので、その点お含み頂ければと思います。

座長： ありがとうございました。これ、みんなこれまでの話と繋がっているんですね。最後にまた全体の質問を受けたいと思います。

では、続いて部会報告、資料4の説明をお願いします。

《陽だまりの会より、資料4説明》

座長： はい、ありがとうございました。部会の中で意義というものをみんなで確認しあうことを大切にされたというご報告でした。ご質問、ご意見、如何でしょうか。施設もそうですけど、コロナが理由になって平気で門前払いされるというのは続いていますね。

A 委員： 入院病棟を持っている精神科病院に対する訪問調査も8回くらいやってきたものが、コロナで止まってしまっていて、病院に入り込むことによって病院の風通しを作ろうということと、ぼくら自身も当事者と接触を持つことで地域移行を促していこうということでやってきたんですけども、それは精神科以外の通常の病院でもよくあることで、コロナで面会ができない、会えないということで、会うのは退院の日というのが最近よく見受けられる。その課題もあるんですけど、最近感じているのは、入院中に医療機関が方針を決めてしまう、決定事項のみ持ってこられるケースが非常に増えてきたという印象があります。コロナで面会ができないということと、先ほどB委員が「医療モデル」という言葉を使いましたけれども、まさに「こういう障害の人はこうあるべきではないですか」ということをサラッとと言われるケースが非常に増えている印象を受けています。そういう意味では、重度化もしくは中度の方等で病院とのかかわりをどう持つのかとか、そのことがないと何となく医療サイドで決まって、地域に移行するスタイルが逆戻りで始まっている印象があるので、できれば保健所なども含めて、そういう意識をもって、この現状をどう変えていくかという取り組みが必要と、最近強く感じています。

座長： それを部会だけで話すということでもいいのですか。

A 委員： 全体的にも。

座長： 施設でも一緒ですね。はい、ありがとうございます。  
では就労支援部会からの報告をお願いします。

《わらしべ会より、資料5説明》

座長： ありがとうございます。今の報告へのご意見・ご質問ありますでしょうか。

B 委員： 先ほどの就労支援部会の報告で、今マスコミでも取り上げられている代行業者の問題、企業が代行業者と連携して農業などで障害者を雇って雇用率を上げていくというシステム。これは一時期、マスコミは良いことのように報道していたわけです。実は国会議員が問題にしたことがきっかけで批判の記事も出ましたが、枚方市長もマスコミによくでる有名な代行業者と連携しましたとアピールされていました。これに対して、自立支援協議会の中でも一定批判意見はありましたが、枚方市としてこの問題をどう考えてきたのか聞かせていただきたい。

また、精神部会の報告で、当事者の抱える課題に関するワーキングチームの結成とありますが、どういう経過でこのワーキングをすることになったのか、どういうメンバーで構成しているのか、教えて頂きたい。

座長： ありがとうございます。1つ目、お願いします。

事務局（障害支援課）：

お答えさせていただきます。

先ほどの農福連携の件ですが、農園を運営して、貸農園という形で運営している事業者と令和2年11月に連携協定を結んで、枚方の東部地区のほうで農園を開園しておられます。これにつきましては、元々の市長の運営方針の中で

農福連携の検討ということで、農業の担い手不足その他も含めた中での連携も行ってきただけで、そういったことを運営している事業者が出てきて提携に至ったというところがございます。我々としては、もちろんいろんなご批判があるというのは承知しておりますけれども、一つ就労の選択が増えるということではあり、実際に我々も説明会等にも行くと、たくさんの方が来られていました。そんなに大規模の広報じゃなかったですけど、たくさんの方が来られていましたし、就労している方は枚方市民というより、どちらかというとなが市のほうが多いのかなということも事業者からは聞いております。なかなか難しいところはありますが、就労の課題を考えていく中で、一般企業の中で特定子会社制度がありますが、それ以外はなかなか就労の中で以前に行われていた切り出しとか、会社の中での仕事の切り出しというのがうまくいかない、やはりITの進展であったり、いろんな課題があって、昔のように紙ベースじゃなくてデジタルになっているということで、いろんな書類が要らなくなってきたなど、なかなか難しい部分があるかと感じております。ただ、共に働く、共に参加していくということが非常に大事ですので、そういった部分についてはこれからも就労支援の中で推進していかないと感じてはいます。以上です。

座長： B委員、いかがですか。

B委員： わたしの意見としては、企業がいろんな努力をしながら、合理的配慮をしながら、同じ場で共に働く状況を作ってきている一方で、そういうある種安易なやり方をしていくということに関して、枚方市自立支援協議会として議論を深めていく必要があると思います。

A委員： 先日、この問題で学習会があったんですけど、いろんな課題の論点があると思っていて、一つは雇用体系の在り方としてどうなのかということ、新聞には「法律違反はしていない。いわゆる被害者もいない。だから課題は難しい」と書いてあるけど、最大の課題は、こういう形でされると社会が雇用ということについてまた新しい分断を作っていくんじゃないかということ。農業をやっている人の指摘で、「あれは農業と違う。水耕栽培とかやっているけど、あれを農業といわれると農家は困る」という発言をしていて、先ほど指摘のあった、今は成り手の問題、土地の問題、たくさんありますが、それは力を入れていかないといけない農政課題であるだろうし、「農業もどき」という言葉を使っていたけど、農業もどきでいいのか、と。

ここはいろいろご意見があるので、どこかで突き合わせて、これが真に障害者が働くということに寄与しているのかということをも真摯に議論すべきだと思います。そのうえで今回の就労の支援等の在り方の問題、一定の考え方を示していかないといけないかと感じています。

座長： ありがとうございます。なんというか、いろんな人がずる賢くいろんなことをやろうとしているのを見極めないといけない、と。「選択の一つ」と言っているのか、私はちょっと違うなと思っていて、怖いなと思います。就労って何かということ当事者の人と話し合っていないといけないなと思いました。

はい、D委員何かありますか。

D委員： 2つ目の精神部会のことについて、少し追加します。精神の部会というのは象徴的には訪問面接という一つのやり方をとってきました。ただ、その訪問面接を軸に1年間動いていくと、本当にかんがりのエネルギーをそこ使ってしまうと、対象者が限定されている中で、本当はもっとこういう課題があるのでは、地域で生活していくうえで検討していく課題などたくさんあるんじゃないかと、関わっている人はみんな思っているのです。

訪問面接をどうしようと話をしていく中で、訪問面接っていったい何、なんで起こってきたのかということを考える新しい委員さんたちも出てきているということ、意外に抱えているその他の問題あるいは地域で生きていくうえで本当

に検討すべき問題みたいなもの、それらもみていかないとという話。それと委員がかなり代わってきていて、若い人たち、いろんな人たちが出てきている中で、みんなにとって「これは問題だ」と思っている課題というのは、私たちがいろいろと話をしてきたものとはまた違う部分で出てきているんですね。それらの問題、医療機関のスタッフも地域のスタッフも含めて出し合いながら、実際に何が必要か検討しないといけないところに来ている。ただ、部会の開催そのものができるかできないかというのが続いていて、出会う機会が減ってきている。検討する課題どころではないみたいなどころも出てきているかということがあるんです。

座長：メンバーはどんな人たちですか、という質問ですが。

D 委員：メンバーは病院であればワーカー、保健所、高齢者の包括の職員さん、地域の精神科医療機関のワーカーたち、関係機関プラス行政など、一応絡んではいます。例会をやれば各医療機関や諸々新しい職員さんを含めて参加はします。ただなかなか話が深まっていかないと状況はある。そういう意味では、訪問面接をやっていたときは、そこに集中せざるを得ないというのがありました。

座長：そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

E 委員：知的福祉ネットの報告も簡単ですけれどもさせていただきたいと思います。すいません、資料はありませんが。  
ネットワーク会議、本人さんたちの意見を吸い上げて、課題を見つけて、それを自立支援協議会上げて実際に制度化していくという流れの中で行っています。今年度につきましては本人部会、コロナのこともありまして、昨年、一昨年と参加の施設さんが本当に少なく、なかなか本人さんの意見を聞けないという現状もございましたので、今年度に関しましてはZOOMを採用しまして、ZOOMを通して本人さんの意見を聞くという機会を設けさせていただきました。やはり顔を突き合わせて話すよりは、どうしても意見の飛び交いは少ない中でも、そこで意見を吸収させていただきました。  
その中で、知的に障害のある方々のことを皆さんに理解していただきたいということが課題として挙がりまして、今回このポスターを作らせていただきました。これは知的に障害のある方々の障害特性を本当に簡単にまとめたものですが、これは皆さんに「どんなことを判っておいて欲しいか」ということを聞きながらまとめたものになります。  
今回は作るのに一生懸命でお配りできたのが公的機関だけという形にはなりませんでしたけれども、今後本人さんたちとチラシ配りをしたり、枚方市は京阪電車が強いので、そういったところにも声掛けしながら障害理解を深めていただきたいと思います。  
また、生活部会のほうでも、先ほどから挙がっておりますグループホームにおける人材不足が課題になっておりまして、利用者さんでもすけれども支援者の高齢化というのもすすんでおり、今までできていた支援ができなくなっており、お互いが家庭の中での老々介護みたいな状況になっているということで、これは早急に対策が必要だという話をさせていただいております。  
先ほどA委員からも言っていただきましたように、この後ご説明も頂けるといことで、制度化もしていただけるという話もありましたので、それは本当にうれしく思っていますが、まだまだグループホームの運営に関しては課題が残っておりますので、引き続き協議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

A 委員：今、回覧していただいています、知的障害者、発達障害者への理解促進のポスター、昨日、総合交通会議の電鉄・バス会社にも掲示配布の提案をしたら「相談に乗ります」といことで了解は得ているので、配布や掲示を公共鉄道・バ

ス等をお願いできればと、そのへんまた知的ネットと一緒に進めたいと思っております。

座長： ありがとうございます。

次に案件3「医療的ケア児の支援に関して」に移りたいと思います。ご説明をお願いします。

《事務局（障害支援課）より案件3：資料6説明》

座長： ありがとうございました。支援課からの説明につきましてご質問、意見、いかがでしょうか。

A 委員： 今回この内容を説明いただいて、子どもに対する取り組みが、専門部会・協議会も少ないので、周知ということで、こういう支援機関ができて議論しているということと、課題が根深いので、そういったことを周知してもらおうということで報告してもらっています。

座長： ありがとうございます。いろいろな市で動きが始まっているんですけども、医療的な色が濃いとことと、生活支援の人たちが結構意見が言える場というのがずいぶん差がついていると思うので、是非枚方市は後者になっていただきたいなと個人的に思います。ありがとうございました。

次に案件4番、グループホームの支援に関して、障害企画課から報告をお願いします。

《事務局（障害企画課）より案件4：資料7説明》

座長： ありがとうございます。オリジナリティの高い枚方市を見せていただいた感じですが、何かご意見等ありましたら。

C 委員： ご質問というか、お願いということになると思いますが、今回、4ページにある「障害者福祉サービス就職支援センター」の設置に関して「福祉事務所に設置」とおっしゃっていました。市役所に窓口を作っていただくと理解していますが、実際にグループホームを運営している、私自身も関わっていますが、例えばハローワークさんにたくさん募集を出したり、一般の冊子、インターネットを使ったり、いろいろな情報で募集をかけてもなかなか来ないのですが、今回、市が新しく設置していただくとしても、窓口ができただけでは解決には進まないかと思しますので、市のほうで積極的に人材を発掘していただく、こちらを非常に期待しておりますので、よろしくをお願いします。

あと、マッチングを行うということをしていただいていますけど、現在、利用者の重度の方が増えているという話がありましたが、重度の方が増えるということは、例えば排泄の介助、入浴の介助が支援の中に入ってくるんですね。ここはいろいろな考えがあるかと思うんですが、当然同性介助が基本になると思います。人が足りていないのはここだから、ここにマッチングするという表面的なものではなく、こういう体制でこういう支援が必要だから、このホームは男性が必要、女性が必要だという調整までしていただいたら非常にありがたいです。その細かい情報提供を求めて頂いたら、きっと事業所側も積極的に現状どんなニーズがあるかというのもお伝えできると思います。市の皆さんと事業所が連携しながらどんどん担い手を探していける、そんな素敵な事業になればありがたいと思うので参考にさせていただけたらと思います。以上です。

F 委員： グループホームに住んでいるんですけど、ずっと住みたいのでお金がもうちょっとあったらいいのになと思っています。いろいろな支援をしてほしい。

グループホーム作ってほしいです。まだ入れない人が一杯いるので。私の友達も「行きたい」と言ってるけど、「場所がない」と言っていたから。

座 長： 数も増やしてほしい。

F 委 員： 数も増やしてほしいです。

座 長： ありがとうございます。他にいかがですか。

E 委 員： 今の人材育成のことで、私のほうからも一つお願いがあるんですけども、ガイドヘルパーの養成研修等のために学校等に話をさせていただいたりしています。やはり、皆さん実習に来られるときに、幼少時代に障害のある方々と触れ合った方というのは、大きくなってから就労につながりたいと思った方が増えているので、できれば教育委員会、学校支援のほうにも積極的に、障害のある方々の仕事がどんなものかということ伝える機会をいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

座 長： ありがとうございます。先に進めさせていただきます。  
案件5の障害者権利条約対日審査に関してということでお願ひします。

《B委員より案件5：資料8、資料9説明》

座 長： ありがとうございます。B委員からのご説明に関してご質問、ご意見は如何でしょうか。共有したということで、ありがとうございます。  
それでは案件6その他で2件報告があります。まずA委員からお願いします。

A 委 員： 幹事会報告で先ほどあげた、専門部会の中で意見交換の場を設置するという  
ことで、それによって決まった回数だけじゃなくて、プラス進捗のための検討  
の場を設置するということです。

座 長： 次、事務局からお願いします。

事 務 局： 来年度については福祉計画等の策定年となるため、自立支援協議会幹事会に  
つきましては、計画策定にかかるワーキングチームとしてのご協力をお願いし  
ていくことになると思います。どうぞよろしくお願い致します。

座 長： 報告ですけれども質問ありますか。ないですね。ありがとうございます。  
発言されていない方も何名かいらっしゃいますが、最後に何かご意見、感想  
でもいいですが、如何でしょうか。

G 委 員： お願いと言いますか、弊社としましては、先月、グループホームを運営し  
ようと思ひまして、地域住民への説明会をさせて頂きました。その中で、地域  
の方が「大声上げるだろう」とか「火事を起こすから防火壁を作れ」とか、い  
ろいろご意見を頂きまして、実際のところ「反対です」ということで話は終  
りました。保留にはなっているのですが、重度の方のグループホームの支援、  
費用とか、そういうところはすごいのかと思うのですが、市全体として一般  
の方、自治会の方とかに広報活動、僕らもさせて頂きませんが、市も支援し  
て頂けたら非常に有難いなと思ひます。よろしく申し上げます。

座 長： どなたか、ひと言。

事務局（障害企画課）：

グループホーム、なかなか地域の方々に理解を頂くのが大変だというのは十分承知しております。できる限りの支援等、市でもできることがあればしていきたいと思ひますので、よろしくお願い致します。

- 座 長： 説明会ってしなければいけないのですかね。すごく難しいですよ。やり方というか。1回反対という事で出ちゃうと、なかなかそれを覆すのはね。
- G 委 員： 勝手にやる訳にもいかないのですね。自治会長さんからお願いして説明会をさせて頂いたのですが、自治会長さん含めて近隣の方々が。本当に、社内でもやった方が正しかったのかどうか。ただ、説明するのは必要かなと判断したのですが、高齢者・障害者の施設に限らず今後どのように、開設するためにどうしていくか。
- 座 長： 私は説明会の必要はないとっていて、普通に家賃を払って住むのにどこが、と。
- A 委 員： 今回の報告、いろんな法整備がされているけど、結局、意識の問題は変わっていないところがあって、仕事を決めるということもそうだし、その人に関わろうという気運があまり地域に育っていないという課題、こういう意識的な課題は市がどう取り組んでいくのか、僕らもそうですけど、福祉業界の課題だけじゃなくて、おそらく地域全体の課題としてどう取り組むかというのが大きいのかな。どうしても福祉サービスをやると委縮して「説明しないといかんのかなあ」となっていくのは、ちょっと卑屈に思うし、生徒が生活するのに、いちいち先生の許可が要るのか、ということが基本的に大事な事なんですけど、なんか地域挙げて反対されると、そこに住むのかと逆に思ってしまう。出し方が難しいのは事実だと思います。
- G 委 員： 市の指定を取るために、「地域住民への説明」というのが項目であったりするので、ちょっとそのへんが。
- 座 長： それ、削ったらどうですか。それがすごいネックですね。だってそれ自身が差別じゃないですか。障害者が住むときには説明がいるという、そもそもがそういうやり方が今まで「障害者が地域に住まわせて頂く」みたいな、啓発していながら、そういうところは変わっていかないのはすごくバランスが悪い気がします。記録は残りますので、一応、こういう問題提起があったということでもよろしいですか。
- 事務局（障害支援課）：  
高齢者のグループホームでは、利用者が閉じ込められたような状況にならないよう、地域に開かれたグループホームとするために地域で集まって会議をするように求められています。
- 座 長： 認知症になると施設体系も違うんですけど、でも本当に大変ですね。ありがとうございます。他に最後に何か如何でしょうか。  
H 委員、ご質問、ご意見等は如何でしょうか。
- H 委 員： 就労部会の方、最後の方で「重度障害のある人も働けるように」ということで、今までは就労中にヘルパー制度は使えなかったのですが、現在、重度障害者の就労支援制度が開始されていると思いますが、2020年度は就労支援事業だったのでなかなか費用負担が大変ということがありました。2021年度から特別事業になって、国が1/2、府が1/4、市が1/4ということで助成金が出るようになってきて、重度障害者等就労支援特別事業など、ホームヘルパーを使っただけの自宅での就労や企業での就労が可能になってきていると思います。だけど、障害当事者自身に「こういう制度ができていく」ということが浸透してなくて、私たちも「このように就労したいけど、できないね」と言われて、「いや、こういう制度があるよ」という話をする必要があります。そういった意味で、枚方市でも障害当事者に、こういう制度がある、しっかり使っていくというような

事を広報してもらえたら有難いなと思います。支援を適切にしているタイミングで提供できる取り組みが急務である、と。急務なのはわかるんですけど、実際にそれがあるといふことをしっかり伝えて頂ければ有難いです。

座長： ありがとうございます。これで第15回の協議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。